

これまで通行可能であった緊急を要する車両の例

- ・警察、消防、救急関係の車両
- ・災害救助、復旧活動のための車両（例：物資・人員運搬車両）
- ・バス（空港に残された利用者を空港から運び出すためのもの）
- ・物資輸送車両（空港内のコンビニ、物流施設等）
- ・報道関係車両
- ・空港関係者の車両（エアライン関係、物流事業者等）

今回通行可能となる車両

- ・営業用乗合・貸切バス（リムジンバス・臨時シャトルバス等）
- ・鉄道・バスを利用することが著しく困難な方が利用するタクシー・ハイヤー

引き続きマイカー（白ナンバー）、レンタカーは利用できません。
関西国際空港をご利用の際は、公共交通機関のご利用をお願いします。